

( 議 ) 第 2 号

秋 田 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 件

上 記 の 議 案 を 別 紙 の と お り 地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 112 条  
お よ び 秋 田 市 議 会 会 議 規 則 ( 昭 和 42 年 秋 田 市 議 会 規 則 第 1 号 ) 第 14 条 の 規  
定 に よ り 提 出 す る 。

平 成 19 年 3 月 19 日

提 出 者

秋 田 市 議 会 議 員    三    浦    芳    博

外 45 名

秋 田 市 議 会 議 長    赤    坂    光    一    様

## 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項および厚生委員会の項中「12人」を「11人」に改め、同条教育産業委員会の項および建設委員会の項中「11人」を「10人」に改める。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条第2項中「11人」を「10人」に改める。

第5条ただし書を削る。

第7条第2項中「11人」を「10人」に改める。

第8条第1項中「は、議長が会議にはかつて指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同条第2項中「会議にはかつて」を削り、同条第3項中「第3条（常任委員の任期）第3項」を「第3条第2項」に改める。

第22条第1項中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第30条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

## 附 則

この条例は、平成19年5月2日から施行する。ただし、第3条、第5条、第8条、第22条および第30条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部改正に伴い委員の定数を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。